

板橋区ブロック塀等撤去工事及び新設工事助成制度のご案内

板橋区では、「危険なブロック塀等の撤去を促進し、区民の安心・安全を守る」ということを目的とし、危険なブロック塀等の撤去・撤去後の新設に対し、助成金を交付しています。



1. 助成対象

- ① ブロック塀等の高さ1.2m以上
 - ② 板橋区の区域内の道路等に面していること
 - ③ 一定規模以上、区で危険性があることを認めたもの
- 上記の①～③の条件を当該撤去助成の申請するためには、原則、全て満たすこと。

2. 助成対象者

助成を受けるブロック塀等の所有者
(その土地、建物の売買・賃貸を行う事業目的者は対象となりません。)

3. 助成金額 (下記内容での助成は、令和3年3月31日までの期間限定とする。)

- ① 撤去するブロック塀等の1㎡あたり3万円、上限額は、30万円(角地は45万円)
※ ただし、実際の撤去工事に要した費用が上記の上限額を下回る場合は、実際の撤去工事に要した費用を助成金の額とします。
 - ② 新設するフェンス等の1mあたり2万円、上限額は、30万円(角地も同額)
※ ただし、実際の新設工事に要した費用が上記の上限額を下回る場合は、実際の新設工事に要した費用を助成金の額とします。
※ ①の撤去助成を受けたものに限りです。
 - ③ ブロック塀等の撤去及び国産木材(※1)を使用したフェンス等の新設に要した費用が延長1mあたり8万円を超えると、当該費用(延長1mあたり19.6万円を超える場合にあつては、19.6万円)から延長1mあたり8万円を減じて得た額(1千円未満の端数は切捨てとする。)を、延長25mを限度として、助成金に加算
※ 1 板橋区は山形県最上町と協定を締結しており、山形県最上町は木材の利用を推進しております。
- ※ なお、令和3年2月26日までに助成要件や助成対象項目等を確認し交付申請手続きを行ったものであり、ブロック塀等の撤去及びフェンス等の新設工事の完了確認し、令和2年度内に全ての助成手続きを完了していることが助成に必要な条件となります。

4. 申請について

裏面の手続きの流れをご覧ください。

手続きの流れ

※申請は工事の始まる前に行ってください。
工事着手後の申請は助成対象になりません。

事前相談

- ・制度の説明と相談を受け付けします

事前調査

- ・申請前に担当職員が現地を確認します

申請

【申請書に必要な書類】

- ・助成金交付申請書
- ・撤去工事にあつては、工事場所の案内図、配置図(高さ及び長さを記入したもの)
- ・新設工事にあつては、設計図書(案内図、配置図、立面図、断面図、構造図等)、
施工計画図、建築確認申請済証の写し等
- ・工事前の写真(撤去予定のブロック塀の写真)
- ・見積書(施工業者の見積書※内訳書を添付)
- ・申立書(ブロック塀等の所有について)

決定通知

- ・区が助成金の交付が適当と認めた場合に通知します

工事着手

----- 施工前・中・後の工事写真を撮って下さい

工事完了

完了届

【完了届に必要な書類】

- ・実績報告書 ・工事写真(道路からみた施工前・中・後の写真)
- ・撤去工事前、撤去工事後及び新設工事後の図面
- ・領収書の写し(施工業者からの工事に関する領収書の写し※内訳書を添付)
- ・新設工事にあつては、検査済証の写し

完了検査

- ・完了届のとおり施工できているか現地を検査します

確定通知

- ・完了届の審査及び完了検査の結果、適合すると認めた場合に通知します

交付請求

【請求書に必要な書類】

- ・助成金交付請求書 ・口座振替依頼書(申請者の指定した口座に振込む為のもの)

交付

- ・振替依頼のあった口座に助成金が振り込まれます

※他にも要件があるため、詳細については下記までお問い合わせください。

【連絡先】

ブロック塀等撤去及び新設助成について(板橋区役所 都市整備部 建築指導課 監察グループ)

〒173-8501 板橋区板橋 2-66-1 (北館5階 16番窓口) ☎03-3579-2578 (直通)

※危険なブロック塀等を撤去後に、生垣などを整備する接道部緑化工事助成については、下記にお問い合わせください。

接道部緑化助成について(板橋区役所 土木部 みどりと公園課 緑化推進グループ)

〒173-8501 板橋区板橋 2-66-1 (南館5階 22番窓口) ☎03-3579-2533 (直通)